

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 5 月 20 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501306号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600037号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社B支店における平成10年4月1日から同年5月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成10年4月の標準報酬月額については50万円から53万円とする。

平成10年4月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成10年4月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年4月1日から同年10月1日まで

ねんきん定期便で年金記録を確認したところ、請求期間について厚生年金保険料の納付額が給料明細書に記載されている金額と比べて低い金額となっている。給料明細書を提出するので、請求期間の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち平成10年4月1日から同年5月1日までの期間については、請求者から提出されたA社B支店の給料明細書により、請求者が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額(50万円)を超える報酬月額(53万5,960円)の支払を受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額(53万円)より高い標準報酬月額(56万円)に見合う厚生年金保険料(4万8,580円)を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち平成10年4月1日から同年5月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給料明細書により確認できる報酬月額から、53万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社B支店は既に社会保険の適用事業所ではなくなっており、同社の親会社であったC社及び営業権の譲渡を受けたD社は、いずれも請求者の請求期間に係る資料を保有しておらず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の納付については不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間のうち平成10年5月1日から同年10月1日までの期間については、請求者から提出された給料明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額（4万8,580円）に見合う標準報酬月額（56万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（50万円）よりも高額であるものの、給料明細書に記載された報酬月額（平成10年5月及び同年6月は50万5,950円、同年7月は48万3,050円、同年8月は46万1,000円、同年9月は47万6,750円）に見合う標準報酬月額（平成10年5月及び同年6月は50万円、同年7月から同年9月までの期間は47万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（50万円）より低額又は同額であることから、訂正は認められない。